

別紙

諮問第1403号

答 申

1 審査会の結論

「火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日の〇時〇分頃、〇〇区〇〇〇-〇で発生した火災に関する、火災調査書（様式15号及び15号の2）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京消防庁消防総監が令和元年6月5日付けで行った一部開示決定について、原処分を取り消し全部開示をするよう求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は令和元年11月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年3月9日に実施機関から理由説明書を収受し、同年12月14日（第186回第三部会）及び令和3年1月27日（第187回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 火災調査について

火災調査は、消防法（昭和23年法律第186号）31条から35条の4までの規定に基づいて行われる消防機関の行政調査であり、同法31条では、消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならないと規定している。

また、東京消防庁火災調査規程（平成6年11月16日東京消防庁訓令第35号）62条では、消防署長は管轄区域内で発生した火災について、調査書類を作成し管理しなければならない旨を規定するとともに、同64条において、火災調査に必要な書類として、「火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）」等を定め、同65条においてこれら書類の作成に関する事項を定めている。

イ 本件対象公文書及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、同請求に係る日時、場所において発生した火災（以下「本件火災」という。）について作成された、火災調査書類（平成〇年〇月〇日〇〇第〇号）のうち、火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、以下の部分を非開示とする一部開示決定を行った。

本件対象公文書のうち、「火元」欄における火元者の職業・職、氏名及び火元区分、「火災・原因概要」欄の焼損物件、「発見状況」欄の発見者の住所、氏名、年齢、性別、認識状況及び具体的な行動、並びに「通報状況」欄の通報者の氏名、認識状況、具体的な行動及び通報電話番号（以下併せて「本件非開示部分1」という。）については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当するとして非開示とした。

また、同様に、本件対象公文書のうち「火災の程度」欄の火災の程度、「焼損状況」欄の焼損程度別の焼損床面積、焼損床面積計、焼損表面積計、り災世帯、り災人員、焼損物件及び火災損害額、「発火源」欄の発火源及び分類コード、「経過」欄の経過及び分類コード、「着火物」欄の着火物及び分類コード、「出火箇所」欄の出火箇所及び分類コード、並びに「火災・原因概要」欄の出火箇所、出火原因の検討及び出火原因（以下併せて「本件非開示部分2」という。）については、特

定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当するとして非開示とした。

さらに、本件対象公文書のうち、「発見状況」欄の発見者の住所、氏名、年齢、性別、認識状況及び具体的な行動、「通報状況」欄の通報者の氏名、認識状況、具体的な行動及び通報電話番号、並びに「初期消火状況」欄の初期消火状況（以下併せて「本件非開示部分3」という。）について、他に知られることはないという状況の下に任意になされた供述により得られた情報であり、公にすることにより、都民等の火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となるなど、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため、条例7条6号に該当するとして非開示とした。

ウ 本件非開示部分の非開示妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、火災原因が不明で分からないままでは不安であるため、原処分を取り消し全部を開示するよう求める旨申し立てている。

これに対し実施機関は、本件対象公文書は予防部調査課が保有するもので、消防署が本件出火建物の火災原因調査及び損害調査の過程で作成した文書であり、本件火災の原因及び損害の調査結果が総括的にとりまとめられたものであるため、前記のとおり各非開示部分は条例7条2号及び6号にそれぞれ該当し、非開示とした判断は妥当である旨説明する。

そこで審査会が見分したところ、本件非開示部分1については、火元者、発見者及び通報者に関する個人情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当すると認められた。また、本件非開示部分2についても、本件火災における焼損状況等であり、これ自体では特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例7条2号本文に該当することが認められた。

続いて、本件非開示部分1及び2について、同号ただし書該当性を検討する。

東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日11政都情第366号）7条2号関係第1趣旨10では、「ただし書の口は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護す

るため、公にすることがより必要であると認められる情報については、開示することを定めたものである。」とされている。

そこで審査会は、本件非開示部分1及び2を改めて見分したところ、同号ただし書口に該当する情報であるとは認められなかった。また、その内容及び性質から同号ただし書イ及びハにも該当しないと認められた。

次に、本件非開示部分3について見分をしたところ、本件火災に関する発見、通報及び初期消火についてそれぞれ記載されたものであることが認められた。

したがって、これらを公にすることにより、都民等の火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となるなど、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため、条例7条6号に該当するとした実施機関の説明は首肯できるものであり、非開示とした判断は妥当であると認められた。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明